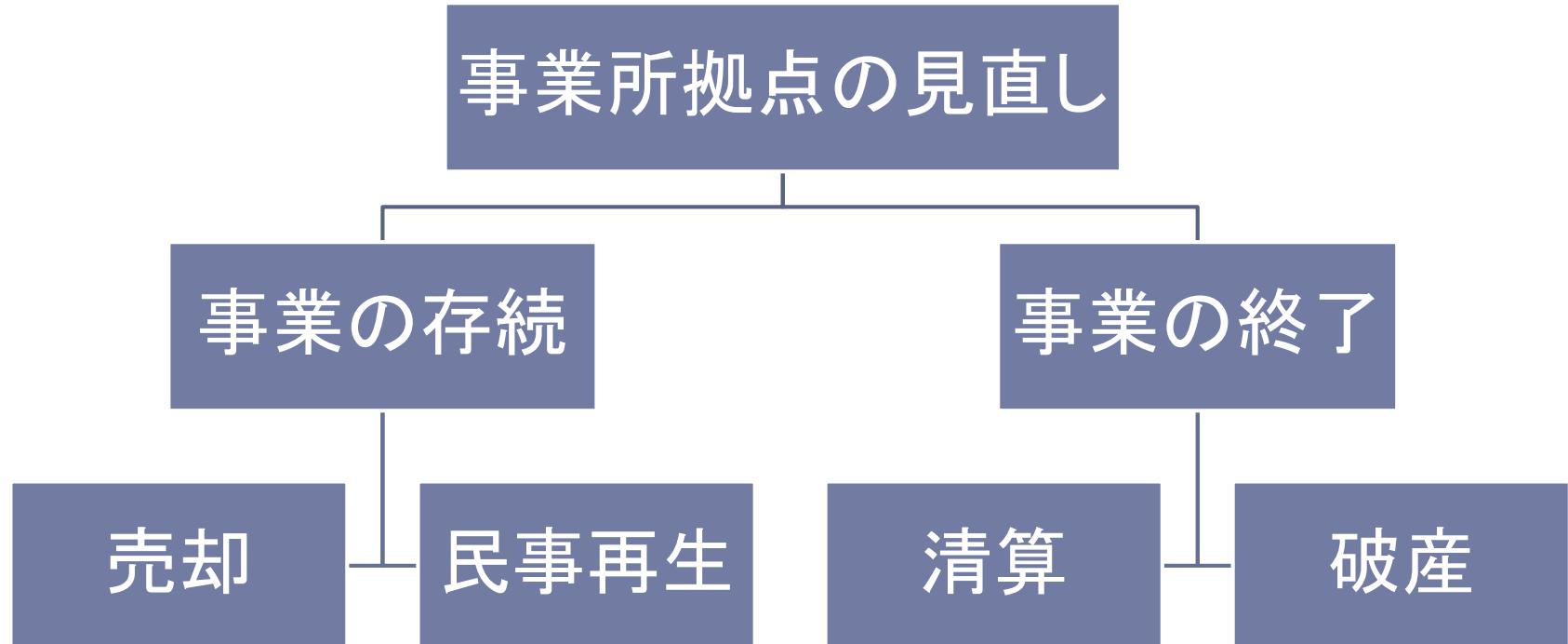




事務所拠点の見直し ～撤退・売却～

2020年11月11日
TMI総合法律事務所
弁護士 柏 健吾

事業所拠点の見直し方法



会社の売却

会社の売却の目的

- ▶ ブラジルからの完全撤退を目的とするなら、子会社株式の100%売却が望ましい
 - ▶ 従業員の雇用を継続できる
 - ▶ 取引先に迷惑を掛けなくて済む
 - ▶ 資産の売却が不要
 - ▶ 手續に時間がかかるない(清算手續不要)
 - ▶ 文書の保管義務なし
- ▶ 完全撤退を目指していても株式の100%譲渡以外のスキームを選択せざるを得ない場合もある
 - ▶ 簿外債務を承継したくない買主の意向

M&Aのプロセスの大きな流れ

- ▶ 日本と異なる
 - ▶ 買主候補を探す
 - ▶ 秘密保持契約(NDA)の締結
 - ▶ 基本合意書(Memorandum of Understanding=MOU)の締結
 - ▶ デューディリジェンス(DD)への対応
 - ▶ 最終契約(株式譲渡契約等)の締結
 - ▶ クロージング条件の充足
 - ▶ クロージング
 - ▶ クロージング後の価格調整、補償等

MOU

- ▶ 日本のMOU実務と同じ
 - ▶ 案件概要(売却対象、スキームなど)
 - ▶ 価格の範囲、支払方法
 - ▶ スケジュール
 - ▶ DDへの協力義務
 - ▶ 独占交渉権
 - ▶ ほかの買主候補への勧誘禁止
- ▶ 売主としては独占交渉義務は限定的にすべき
- ▶ 一部の条項のみ法的拘束力ありにする

DDへの対応

- ▶ 買主のDDに対して売主として対応する必要がある
- ▶ 誰が対応するのか
 - ▶ マンパワーの問題
 - ▶ 情報漏洩の問題
 - ▶ 独占禁止法の問題
 - ▶ カルテルのリスク
 - 提供する情報の限定及び情報遮断措置
 - ▶ 言語の問題
 - ▶ リモートワーク

株式の100%売却

- ▶ 株式譲渡契約(Share Purchase Agreement)の内容は日本と異ならない
 - ▶ 譲渡対価、価格調整
 - ▶ 支払方法
 - ▶ クロージング方法(定款へのサイン、既存取締役の退任届や定款変更登記までの委任状の交付など)
 - ▶ クロージングの前提条件(Change of Controlがある場合の取引先の同意取得、企業結合審査など)
 - ▶ 表明保証
 - ▶ 補償
 - ▶ クロージング前の義務
 - ▶ クロージング後の義務(競業禁止義務など)
 - ▶ その他(秘密保持義務、準拠法、裁判管轄など)

株式譲渡契約での交渉事項

- ▶ 売却価格
 - ▶ 撤退したい売主の交渉力は弱いことが一般的
 - ▶ アーンアウト条項の提示を検討
 - 交渉が長引く可能性
 - 売主が経営に関与しない状況では実効性を担保することが難しい
- ▶ 支払条件
 - ▶ 分割払い、エスクローアカウントの利用
 - ▶ 売主としてはできるだけ一括で支払いを受けたい(クロージング後にお金を回収するのは大変)
- ▶ クロージングの前提条件
 - ▶ 撤退したい(売却したい)売主としてはクロージング条件はできるだけ少なくしたい
- ▶ 表明保証の範囲
 - ▶ 売主としてはできるだけ表明保証はしたくない(分割払いとの合わせ技で難癖をつけてくる可能性がある)
 - ▶ DDで判明した事項は表明保証から除外する

株式譲渡契約での交渉事項（続き）

- ▶ **補償責任**
 - ▶ 補償期間、補償額の上限・下限
 - ▶ 為替による変動の可能性
 - ▶ 労働債務、税金についてはクロージング後、訴訟提起されたり、新事実が判明する可能性が低くない
- ▶ **サンドバックギング条項**
 - ▶ DDで買主が認識した事実について売主の補償責任が生じるか否か
 - ▶ 契約で規定する
 - ▶ 契約で規定がない事案で売主・買主が50%ずつ負担すると判断した裁判例がある
- ▶ **競業禁止義務の期間・範囲**
 - ▶ グループ会社の事業
 - ▶ 輸出販売
 - ▶ CADEは一般的には5年間までは許容（事業譲渡の場合の競業禁止義務が民法上5年）
- ▶ **準拠法、裁判管轄**
 - ▶ 当事者が決定できる
 - ▶ ブラジル法を準拠法として、ブラジルの仲裁機関を選択するケースが少くない

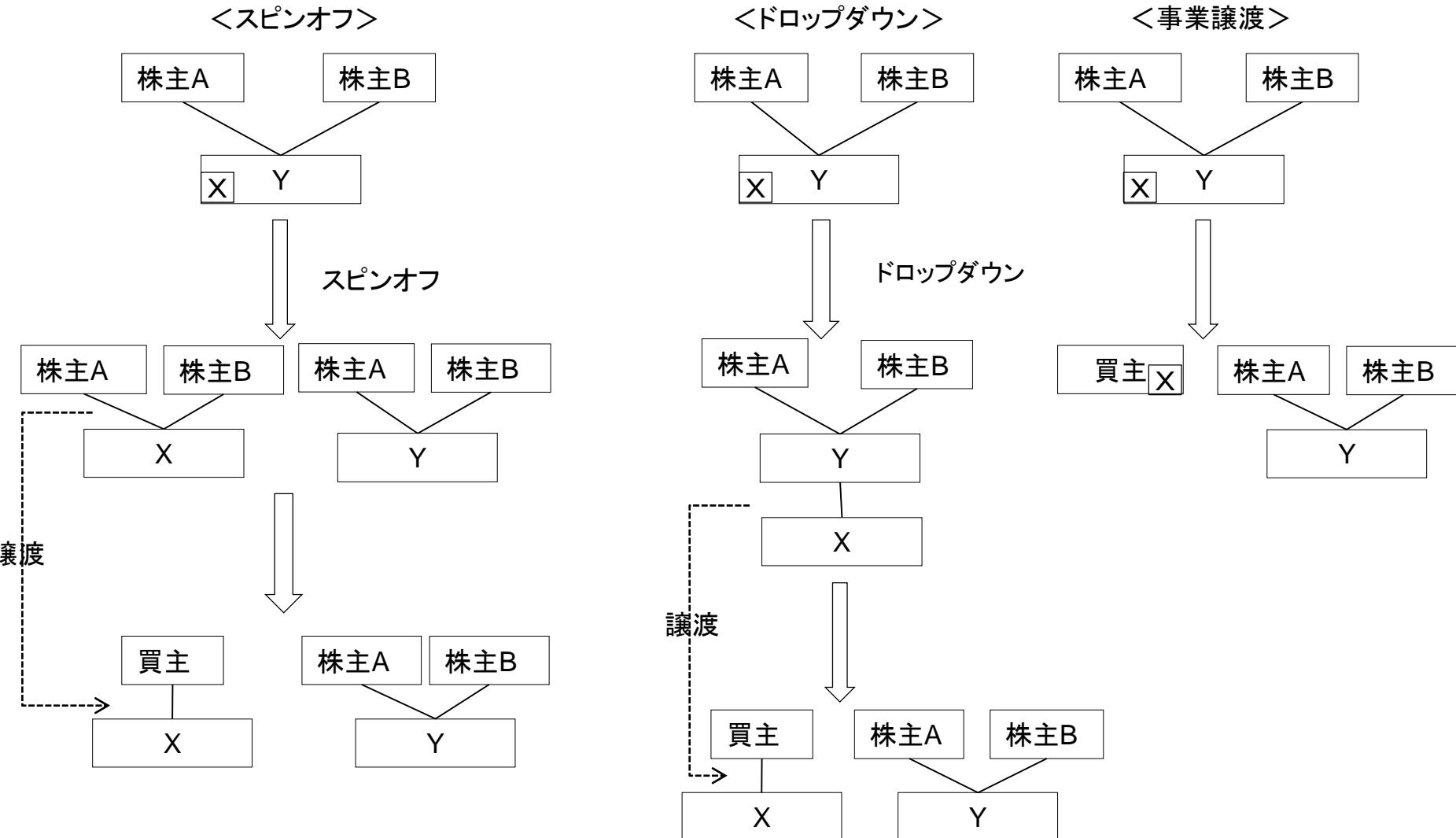
事業の一部売却

▶ 事業の一部売却のスキームは大きく分けて3つ

スピンオフ(Cisão)	ドロップダウン (Dropdown)	事業譲渡(Venda de estabelecimento empresarial／Contrato de trespass)
日本法の会社分割に近い	日本法の現物出資に近い	「事業」とは、「企業家又は法人が事業を行うために組織された物の集合体」
会社法、民法に規定あり	法律上規定なし	民法に規定あり

- ▶ スピンオフ及びドロップダウンの場合、新会社を設立することが一般的
- ▶ 別法人として株式の100%譲渡が可能

各スキームの概要



スキーム選定時に検討すべき事項

- ▶ 各スキームによってメリット・デメリットがある
 - ▶ 売主からの視点、買主からの視点
- ▶ まずは各スキームの違いを理解する
 - ▶ 債務負担の有無・範囲の違い
 - ▶ 税務上の取扱いの違い
- ▶ 許認可の有無
 - ▶ 当該事業に必要な許認可があればあらかじめ取得する必要がある
- ▶ 案件ごとの事情・目的に従いスキームを決定する

会社の清算

清算手続

➤ 清算手続の流れ

株主総会決議	解散決議、清算人の選任
公告	新聞及び官報で公告
清算活動	債務の弁済、資産の売却、既存契約の終了、残余財産の分配
清算活動中の株主総会開催	6か月に1回
清算活動終了後に株主総会決議	清算結果(貸借対照表等)の承認、清算終了(会社の消滅)決議
公告	新聞及び官報で公告
各種監督機関への登録	法務局、税務署など

⇒実務的には、株主総会(解散及び清算結了)及び公告を1回で済ますため、解散決議をせずに事実上の清算活動を行い、清算活動終了後に上記清算手続をスタートさせることが多い

実務的に問題になる点

- ▶ 係属中の裁判の処理
- ▶ 労働者の解雇
- ▶ 税務調査の可能性
- ▶ その他(契約の処理、環境問題等)

係属中の裁判の処理

- ▶ 理論上は係属中の裁判があっても清算可能
 - ▶ 裁判が存在しないことを証する書面の提出が不要になった
 - ▶ 係属中の裁判については、株主、役員（清算人）、株主の代理人等が責任を負う可能性⇒一般的には訴訟を終了させてから清算する
- ▶ 民事訴訟及び労働訴訟
 - ▶ 原告であれば取下げ
 - ▶ 被告であれば支払い又は和解
- ▶ 税務訴訟
 - ▶ 原告であれば取下げ。預託金は没収
 - ▶ 被告であれば全額支払う必要がある。和解は不可
 - ▶ 利子や罰金を免除してもらえる特例が出ることも

従業員の解雇

- ▶ 従業員にいつ伝えるか？
- ▶ 労働組合にいつ伝えるか？
- ▶ 法律に従い解雇手当等を支払う
- ▶ 従業員にプラスアルファの手当を払うか？

税務調査の可能性

- ▶ 会社清算の申請を税務署に行うと税務調査が入る可能性がある
- ▶ 未払い税金が発覚したら支払う必要あり
- ▶ 税金の時効(5年間)まで会社清算しないという選択もある
 - ▶ 清算業務をすべて終わらせた上で、休眠会社のような状態で時効満了を待つ

その他

▶ 契約の処理

- ▶ ブラジルでのビジネスを継続する場合は、契約の修正（日本本社を契約の当事者にするなど）や新たな契約（新しい販売代理店との契約など）の締結を行う

▶ 環境問題

- ▶ 環境汚染の可能性がある事業を行っている場合、環境調査を命じられる可能性
- ▶ 調査（及びその後の改善措置）終了まで原則として清算できない

会社消滅後の株主等の責任

- ▶ 株主、取締役、清算人等の責任
 - ▶ 原則として、不正行為・脱法行為がなければ責任を負わない
- ▶ 株主は受領した残余財産の範囲で第三者に対して責任を負う
- ▶ 労働債務
 - ▶ 株主・関係会社含むグループ会社が責任を負う可能性あり
- ▶ その他、特別法により株主が責任を負う可能性はある
 - ▶ 汚職防止法、環境法など
- ▶ 外国株主が実際に責任追及を受ける可能性は高くない

会社消滅後の文書の保管

- ▶ 清算後に文書を保管する必要がある
- ▶ 通常は会計事務所等に依頼
- ▶ 時効期間保管する
 - ▶ 税務文書:5年
 - ▶ 労働文書:2年
 - ▶ FGTS:5年(30年?)

休眠会社として残す？

- ▶ 休眠会社として残すメリットはない
 - ▶ 会社の新規設立の制限なし
 - ▶ 会社としての必要事項を維持する必要がある
 - ▶ 最低1人の業務執行者の選任
 - ▶ 税務申告などの届出
- ▶ 再取得に時間がかかる許認可を有している場合は別途検討
 - ▶ ANVISA(国家衛生監督庁)における許認可など

ご清聴ありがとうございました。

TMI総合法律事務所

弁護士 柏健吾

東京都港区六本木6丁目10番1号

六本木ヒルズ森タワー23階(〒106-6123)

電話(代表) (03)6438-5511

Fax(代表) (03)6438-5522

E-Mail : kkashiwa@tmi.gr.jp